就業規則規定例（月間シフト表方式）

（労働時間及び休憩時間）

第〇〇条　所定労働時間は、毎月1日を起算日とする1箇月単位の変形労働時間制とし、1箇月を平均して1週間40時間以内とする。

2　 各勤務シフトにおける各日の始業時刻と終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

　　　　　A　始業　午前8時　　終業　午後5時　　休憩時間　午前11時30分より1時間

　　　　　B　始業　午前9時30分　終業　午後6時30分　休憩時間　午後0時30分より1時間

　　　　　C　始業　午前11時　終業　午後8時　　休憩時間　午後1時より1時間

3　各従業員の勤務シフトと休日の割り振りは、グループごと又は個人別に毎起算日の1週間前までに決定して月間勤務シフト表を従業員に示す。

（休日）

第〇〇条　休日は、前条の1箇月につき最低9日（ただし、1箇月の暦日数が28日の場合は8日と

する。）とし、同条の月間勤務シフト表のとおりとする。ただし、毎週日曜日は必ず休日とする。